注3　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。
　建築設計サービス（ＣＰＣ八六七一二）の実施設計サービス
　契約監理サービス（ＣＰＣ八六七一三）
　基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
　建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二七）
注4　秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。
注5　これらのサービスに関しては、付表2及び付表3に掲げる機関による調達は、この協定の適用を受けない。

付表6　建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであってこの協定の適用を受けるものの表
　第五一区分に掲げる全てのサービス

付表6に関する注釈

二千十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。

付表7　一般的注釈

1　付表6をその注釈の規定に従って適用する場合を除くほか、二千十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。

2　日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第十八条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に関し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

附属書Ⅱ　法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面
（各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。）

附属書Ⅲ　第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面
（各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。）

附属書Ⅳ　締約国が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス
（各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。）

（附属書中我が国の部分以外は省略）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

（右条約の英文）

PROTOCOL AMENDING THE AGREEMENT ON GOVERNMENT PROCUREMENT

The Parties to the *Agreement on Government Procurement*, done at Marrakesh on 15 April 1994, (hereinafter referred to as "the 1994 Agreement"),

Having undertaken further negotiations pursuant to Article XXIV:7(b) and (c) of the 1994 Agreement;

Hereby *agree* as follows:

1. The Preamble, Articles I through XXIV, and Appendices to the 1994 Agreement shall be deleted and replaced by the provisions as set forth in the Annex hereto.

2. This Protocol shall be open for acceptance by the Parties to the 1994 Agreement.

3. This Protocol shall enter into force for those Parties to the 1994 Agreement that have deposited their respective instruments of acceptance of this Protocol, on the 30th day following such deposit by two thirds of the Parties to the 1994 Agreement. Thereafter this Protocol shall enter into force for each Party to the 1994 Agreement which has deposited its instrument of acceptance of this Protocol, on the 30th day following the date of such deposit.

4. This Protocol shall be deposited with the Director-General of the WTO, who shall promptly furnish to each Party to the 1994 Agreement a certified true copy of this Protocol, and a notification of each acceptance thereof.

5. This Protocol shall be registered in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

Done at Geneva this 30th day of March two thousand and twelve in a single copy, in the English, French and Spanish languages, each text being authentic, except as otherwise specified with respect to the Appendices hereto.